

# BrainHumanityCAMPにおける新型コロナウイルス基本行動指針

## 1. 本指針について

本指針は緊急事態宣言解除にともない、当社が特定非営利活動法人ブレインヒューマニティーと共同で実施する「BrainHumanityCAMP」の事業再開を目指し、文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、運営するスタッフの安全、参加者への安心・安全のプログラム提供を目指し、作成したものである。今後、さらなる第2波等の状況変化も伴うため、必要に応じて見直すものとする。

## 2. 感染予防・拡大防止への基本的な考え方

当該指針は参加者およびスタッフが安心してプログラムに参加できることを大切にしたい。そのために特に下記の6点を徹底し、安心したプログラム運営を目指す。

- (1) 換気の悪い密閉空間を避ける
- (2) 多数が集まる密集場所を避ける
- (3) 間近で会話や接触が発生する密接場面を避ける
- (4) 感染リスクの高い人を参加させない
- (5) 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に適切な対応を取る
- (6) 感染者が発生した場合においても、円滑な社会復帰のために十分な配慮をおこなう

## 3. スタッフへの対応

### (1) 感染者もしくは濃厚接触者となった場合

- ・対策期間中に実施されるプログラムのいずれかの参加ボランティアおよびプログラム提供団体の役職員等が新型コロナウイルスに感染した場合は、感染が発覚した日から1カ月間はプログラムを中止する。
- ・対策期間中に実施されるプログラムのいずれかの参加ボランティアおよびプログラム提供団体の役職員等が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合は、症状が発生していなくても、団体内での蔓延の可能性がある場合は、一部プログラムを中止とする。

### (2) プログラム参加にあたっての健康確認

- ・プログラム実施当日から起算して14日前から風邪症状の有無についての健康確認をおこなう
- ・プログラム実施当日から起算して14日前からスタッフは体温の検温をするものとする

## 4. 参加者への対応について

### (1) プログラムへ参加するにあたって

- ・プログラム実施当日から起算して14日前から風邪症状の有無についての健康確認をおこなう
- ・プログラム実施当日から起算して14日前から体温の検温をするものとする
- ・実施日まで、下記チェック項目に1つでも該当する場合は、主催者が参加の取消が可能である旨を通知するものとする

#### 【確認内容】

- (ア) その日の正午までのいずれかの時間での体温
- (イ) 風邪症状の有無(悪寒、発熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、咳、痰)
- (ウ) 味覚、嗅覚異常の有無
- (エ) 本人の新型コロナウイルスの感染または濃厚接触者との接触の有無
- (オ) 同居家族等の新型コロナウイルスの感染または濃厚接触者との接触の有無

- (カ) 過去14日間に本人が入国制限、入国後の観察期間を必要とされている地域への渡航の有無
- (キ) 過去14日間に同居家族等が入国制限、入国後の観察期間を必要とされている地域への渡航の有無
- (ク) 過去14日間に所属する学校園にて新型コロナウイルスの感染者が発生していないか

## (2) イベント当日について

- ・参加者には、予備を含めた十分なマスクを持参するように依頼する
- ・イベント集合時は、健康チェックおよびアルコール消毒をおこなう
- ・集合時は、参加者に検温を実施し、保護者が帯同している場合は保護者に、していない場合は参加者に対して健康状態に異常がないかを確認する
- ・健康チェックの際に、発熱および風邪症状が確認された場合は、当該参加者およびその参加者の健康確認をおこなったスタッフは、プログラムに参加できないものとする

## 5. プログラムの実施について

### (1) プログラムの規模について

- ・プログラムの規模については、施設の規模に応じて事業ごとに決定をおこなう
- ・ただし、大規模イベントとならないように、室内、室外ともに参加者およびスタッフを合わせ最大50名以内になるようにする

### (2) プログラムが中止になる場合

- ・当法人の職員、ボランティア、当日参加スタッフに新型コロナウイルスの感染者が発生した場合または法人内に蔓延していると疑われる場合
- ・参加予定場所(施設や学校等)において、プログラム実施日から起算して30日以内に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合
- ・プログラム実施中に参加者または利用施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合
- ・プログラム実施中に実施地域で大規模な感染が発生し、続行が危ぶまれる場合
- ・その他、環境変化により参加者の安全が確保できない場合

### (3) マスクの着用について

- ・基本的にプログラム実施中はマスクを常時着用することとする。ただし、下記の場合については、マスクを外しても問題はないものとする
- ・参加者間に飛沫のかからないような十分な距離(多くの参加者が手の届く距離に集まらない状態)があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合
- ・参加者同士が、向かい合わせにならず、十分な距離を保っている場合
- ・屋外での活動時に参加者間に十分な距離を取っている場合
- ・熱中症等健康被害が発生する可能性が高い場合(ただし、参加者同士の距離には十分留意する)

### (4) 手洗いについて

- ・外から室内等に入る時やトイレの後、食事の前など、こまめに手洗いを実施する
- ・手洗いについては、石鹸、流水でおこない、その後アルコールで消毒を実施する
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように注意する

### (5) 室内の消毒について

- ・宿泊や室内に留まることが予想されるプログラムにおいて、参加者が利用する場所のうち、手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、入室の際に消毒をし、宿泊の場合は、午前中に消毒を行うものとする
- ・宿泊施設および公共の乗り物、会議室、施設の食堂等、特定多数の利用者が利用する場合には、参加者が利用する前に、手を触れる箇所については消毒をおこなうものとする
- ・共用物については、用具や物品の共用をできる限り避けるものとし、共用を避けることが難しいものについては、使用後手洗いをするように徹底する

#### (6) 施設を利用する際の注意点

- ・原則として利用する施設が提示しているガイドラインを遵守するものとする
- ・施設を使用する場合は、本来の定員の50%以内を定員として定めるものとする
- ・施設利用時は、「密閉」の回避(換気の徹底)をすること
- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けておこなうようにする
- ・窓のない部屋の場合は、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めること
- ・体育館のような広く天井の高い部屋の場合においても、換気に努めること
- ・エアコンを利用している場合においても、換気を徹底すること

#### (7) プログラム中の乗り物の利用について

- ・対策期間中におけるレクリエーション事業で実施している送迎サービスについては実施しないものとする
- ・貸し切りバスについては、通常定員の9割以内(切り上げ)を定員として乗車し、運転席の後ろ2席は利用しないものとする
- ・貸し切りバスについては、1時間に1回程度の休憩を挟み、10分間の換気をおこなうものとする

#### (8) プログラム中の食事提供について

- ・昼食提供のオプションサービスについては、実施しないものとする
- ・プログラムの参加者が調理に携わる行為については、実施しないものとする

#### (9) 食事の際の留意点

- ・食事前は手洗いおよびアルコール消毒を徹底する
- ・食事の際は、状況に応じて以下のいずれかまたは複数の対応をとることとする
  - －正面に人がいないように互い違いで座ることとする
  - －従来の席配置を確認し、1席飛ばした状態で座ることとする

#### (10) 就寝時の留意点

- ・就寝時は極力参加者同士の距離が左右または上下で1メートル以上保たれるように留意する
- ・就寝時は、窓を開け、換気を行う

#### (11) プログラム中に体調不良者が発生した場合

- ・高熱や怪我など、専門の治療を要する参加者等が発生した場合、速やかに医療機関に搬送できるよう医療機関、移動手段等の事前確認を徹底する
- ・プログラム実施中に、体調不良者が発生した場合は、次の手続きを取るものとする
  - (ア) 救護部屋へと隔離する
  - (イ) スタッフは、マスク(必要に応じて防護服)を着用し対応にあたる
  - (ウ) 体調不良者が室内で発生した場合は、その部屋の換気をおこなう
  - (エ) 保護者へ連絡をおこない、お迎えの調整をする

- (オ)体調不良者の症状が次の症状を訴えている場合においては、新型コロナウイルスへの感染を考慮するものとする。(37.5℃以上の発熱がある、強いだるさを訴えている、息苦しさがある、味覚および嗅覚に異常がある)
- (カ)症状が重篤な場合においては、保護者および各保健所等の相談窓口にご相談し医療機関に搬送する
- (キ)新型コロナウイルスの感染が濃厚である場合については、プログラムを中止し、感染拡大に最大の留意をして、参加者を帰宅させるものとする

**【厚生労働省相談窓口】**

電話番号:0120-565-653(フリーダイヤル)

受付時間:午前9時から午後9時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

**【大阪府相談窓口】**

電話番号:06-6944-8197

受付時間:午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

**【兵庫県相談窓口】**

電話番号:078-362-9980

受付時間:24時間対応

(12) プログラム後の対応

- ・参加者およびスタッフに対して、プログラム終了後1週間後および2週間後に連絡をおこない、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の発生等がないかを確認する
- ・参加者およびスタッフがプログラム終了後2週間以内に新型コロナウイルスと疑われる症状が発生した場合については、関係機関に連絡および積極的な協力をおこなうものとする